

東海の古代

第200号 2017年4月

会長 : 竹内 強 副会長・発行 : 林 伸禧
 編集 : 石田敬一 投稿先アドレス : furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp
 HP : http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

古代逸年号掲載文献一覧

瀬戸市 林 伸禧

まえがき

古代逸年号が掲載されている大系・全集等の文献をとりまとめたので報告する。

1 採集した古代逸年号を掲載している大系・全集等

(1) 大系・全集等の名称

番号	区分	大系・全集等名称
1	総合	群書類従（正・続・続々）、史籍集覧（改定・正・続）、国史大系（普及版） 日本古典文学大系（正・新）、日本古典文学全集（新編）、日本思想大系、 日本古典全集（復刻、正）、古典文庫、図書寮叢刊、 日本随筆大成（新装、第一・第三期）、日本庶民生活史料集成、 日本庶民文化史料集成、沙物資料集成
2	地誌	大日本地誌大系、日本名所風俗図会
3	神社	神道大系（正・続）、日本の神々、明治神社誌料、神社名鑑、全国神社名鑑
4	寺院	大日本仏教全書、日本大蔵経（増補改訂）、山岳宗教史研究叢書、 大日本寺院綜覧、全国寺院名鑑、真宗史料集成、仏教文化研究所紀要
5	個人全集	益軒全集、聖徳太子全集、法然上人全集
6	地方	東北・関東・中部・関西・中国・四国 及び九州地方に関する文献
7	単独冊子	上記に属さない文献

(2) 掲載文献数

区分	大系・全集名		内 訳			標 本 数	計	採取年号数	計
総合	群書類従	正・続・続々	35	65	21	121	216	540	
	史籍集覧	改定・正・続	20	2	1	23		360	
	国史大系	普及版				19		139	
	日本古典文学大系	正・新	6	9		15		71	
	日本古典文学全集	新編				6		52	
	日本思想大系					6		36	
	日本古典全集	復刻・正	11	1		12		43	
	古典文庫					2		74	
	図書寮叢刊					3		13	
	日本随筆大成	新装(第一・三期)	3	2		5		229	
	日本庶民生活史料集成					2		25	
	日本庶民文化史料集成					1		48	
	抄物資料集成					1		4	1,634
地誌	大日本地誌大系					24	58	162	
	日本名所風俗図会					34		105	267
神社	神道大系	正・続	145	2		147	152	465	
	日本の神々					2		6	
	明治神社誌料					1		2	
	神社名鑑					1		99	
	全国神社名鑑					1		121	693
寺院	大日本仏教全書					49	120	289	
	日本大藏経	新装改訂				20		79	
	山岳宗教史研究叢書					47		112	
	大日本寺院総覧					1		28	
	全国寺院名鑑					1		119	
	真宗史料集成					1		44	
	仏教文化研究所紀要	2号				1		10	681
個人録	益軒全集					3	10	93	
	聖徳太子全集					5		18	
	法然上人全集					2		2	113
地方	東北地方の文献類					31	302	104	
	関東地方 "					38		93	
	中部地方 "					75		289	
	関西地方 "					19		200	
	中国地方 "					59		115	
	四国地方 "					30		124	
	九州地方 "					50		173	1,098
単冊子	上記以外の文献類					19	19	75	75
計							877		4,561

註 1 掲載文献の一部については、各大系・全集等に掲載しているため重複がある。

2 重複している文献は、旧漢字または新漢字で記述されているが、いずれかに統一した。

3 詳細は別紙1「古代逸年号掲載文献一覧」参照

(3) 50音別掲載文献数

50音順	文献数	50音順	文献数	50音順	文献数	50音順	文献数	50音順	文献数					
あ行	あ	7 8	か行	か	4 2	さ行	さ	2 7	た行	た	4 2	な行	な	1 8
	い	5 8		き	1 9		し	1 0 5		ち	1 8		に	3 5
	う	1 2		く	2 5		す	6		つ	1 0		ぬ	1
	え	1 7		け	1 0		せ	2 3		て	5		ね	1
	お	4 1		こ	4 1		そ	9		と	1 7		の	1
	計	2 0 6		計	1 3 7		計	1 7 0		計	9 2		計	5 6
は行	は	3 3	ま行	ま	1 3	や行	や	2 3	ら行	ら	2	わ行	わ	5
	ひ	2 0		み	2 1					り	3			
	ふ	1 5		む	1 1		ゆ	3		る	3			
	へ	8		め	7					れ	6			
	ほ	3 3		も	1		よ	8		ろ	1			
	計	1 0 9		計	5 3		計	3 4		計	1 5		計	5
													合計	8 7 7

註1 文献に重複があるが、文献数はそのまま計上した。
 2 詳細は、別紙2「古代逸年号掲載文献（50音順）一覧」参照

2 採取文献の留意事項

(1) 重複している文献

会津鑑	会津旧事雑考	新編会津風土記	足助八幡宮縁起
熱田講式	いつくしまのゑんぎ	巖島の本地	伊予三島縁起
江戸名所記	永亨記	永享記-浅草寺	尾張國熱田大神宮縁起
大内義隆記	筥置寺縁起	金峯山三山御縁起	金峯山秘密伝愚管抄
元亨釈書	上野 國兒持山縁起事	今昔物語集	五所神社縁起書
堺鑑	拾塊集	召提千歳傳記	聖徳太子傳曆
続日本紀	諸山縁起	七大寺年表	神明鏡
上宮聖徳法王帝説	神社便覧	神皇正統記	神皇正統録
諏訪大明神絵詞	善光寺縁起善隣國寶記	僧綱補任抄出	走湯山縁起
泰澄和尚伝記	古今著聞集-当麻寺	多武峯縁起(記)	多武峯略起(記)
太神宮諸雑事記	筑紫道記	踏雲祿事日本書紀	日本靈異記
鎮西彦山縁起	彦山流記	深谷上杉系図	袋草紙
扶桑略記	平家物語	峯相記	万葉集
三島宮社社記	水鏡	大和葛城宝山記	
唯一神道名法要集	豫章記	和州久米寺流記	

(2) 掲載されている年代記類

愚管抄	皇代記	皇代記付年代記	皇代畧記	皇年代私記
皇年代略記	神明鏡	東寺王代記	如是院年代記	二中歴
扶桑略記	校本歴代皇紀	歴代鎮西志	歴代鎮西要略	簾中抄

(3) 外国史料の文献

海東諸国記	李朝実録
-------	------

3 個別文献の留意点

(1) 伊豫三島縁起

「伊豫三島縁起」を掲載する文献としては、表1に示すとおり、『三島宮御鎮座本縁』、『神道大系』、『群書類従』、『山岳宗教史研究叢書』、『内閣文庫本』3本の合計7本である。『内閣文庫本』の取扱い表題については、2本が「伊予三島縁起」であり、1本が「富士山縁起状」である。

『三島宮御鎮座本縁』（大山祇神社所蔵本）及び『神道大系』の「伊豫三島縁起」には「十六王子因起感通分」が記述されていないが、『群書類従』の解説には、次のとおり記述され、「十六王子因起感通分」が加わっている。

愛媛県越智郡宮浦村宮浦に鎮座する、伊予国の一宮で、もと国幣大社の大山祇神社と、同社を氏神と奉じた越智一族とに関する、南北朝から室町期にかけての縁起。一巻。

ほかに、附載の形で、越智氏の略系図と、同社にある十六神社の縁起を記した「十六王子因起感通分」が加わっている。

（『群書解題』第二下、21頁）

問題点として「十六王子因起感通分」における「**天武天王御宇天長（大長）九年^壬 六月一日。爲東夷征罰。第一王子伊豆國御垂跡云々**」をどのように解釈するかであり、次の2点が考えられる。

① 「天長」・「大長^{*1}」の年号について、「天長→大長」であるのか、「大長→天長」であるのか、すなわち、いずれが原年号と考えるべきかである。

② 壬子年は、712年（和銅5年、元明6年）であるので、「天武天王」を「元明天王」とすべきかどうか。

但し、天武天王以降の文章は、文武天王大宝、高徳（※称徳）天王天平神護、光仁天王宝亀等と時系列に整理された構成となっている。

①、②の事柄を踏まえて、天長（大長）年号について後述する。

(2) 甚目寺縁起

「甚目寺縁起」の文献は、7本あり、古代逸年号掲載の状況は、表2「甚目寺縁起での古代逸年号」のとおりである。

それぞれの主な違いは、白鳳年号の年数が、19年か8年かによるものであり、違いが生じた原因は、書写者が『二中歴』に代表される年代記類を承知せずに、当時流布していた白鳳年号に校訂したためである。^{*2}

古代逸年号が記述されている年代記類は、2系統に大きく区分されることが判明しており、各々の系統により、白雉・大化・白鳳で重複する期間が存在する。

詳細は、表3「白鳳年号重複状況」及び図1「年代記類における古代逸年号類型模式図」を参照されたい。

(3) 健軍大明神縁起

「健軍大明神縁起」には、次の写真にあるとおり、『神道大系』（発行：昭和62（1987）年2月）、『新熊本市史』（発行：平成6（1994）年3月）の2本があり、各々により翻刻した干支に2説ある。

すなわち、「十戌■」の■が「子」か、若しくは「（刀）寅」である。

『神道大系』では「戌子」とされている。

『新熊本市史』では「戌寅」とされているが、編集者は、「戌寅」と「ママ^(ママ)」を付しており「戌子」が正しいものとしている。

このように判読が混乱している事例がある。

『塩尻一皇年代記抜抄』の書写の一事例にあるように、翻刻に2説あり、「戌■・庚■」の■が「子」か若しくは「寅」である。

底本に「内閣文庫本」を用いた『日本随筆大成』では「子」と解釈しているが、正しくは、前後の干支の状況から「寅」である。

なお、このことについて、『日本随筆大成』の発行所である吉川弘文館は、筆者の指摘により翻刻の誤りを承知している。

*1 古賀達也氏は、「天長（大長）九年壬子→元年甲辰（704年）」から九州年号は「大化は9年間（元年：は乙未）、大長は9年間（元年：甲辰）」としている。また、『運歩色葉集』の「大長4年丁未」（元年甲辰、元龜2年京大本）を傍証としているが、静嘉堂文庫本では「大長4年丁亥」（元年甲申、684年）と記述されている。

*2 「東海の古代」192号（平成28年8月）の別冊「古代逸年号」参照

健軍大明神縁起の翻刻

神道大系

健軍大明神縁起^(縁)
 一、天照大神六代之孫神、神武天皇第二之王子阿蘇大神是也、
 蘇大明神四社之一社健軍ニ御建立被_レ成候、

考是年號□□□□考ルニ天平十年ナラン
 兄弟天。正五年十二月廿四日十戌子ノ歳、保□國司阿

新熊本市史

健軍大明神縁起
 一、天照大神六代之孫神、神武天皇第二之王子阿蘇大神是也、
是年号考ルニ、天平十年ナラン
 也、兄弟天正五年十二月廿四日、(ママ)十戌寅ノ歳、保昌國司、阿蘇大明神四社之一社、健軍ニ御建立被成候、

「塩尻一皇年代記抜抄」における書写の一事例

蓬左文庫

兄弟一戌子
 金光六候

刈谷市図書館

兄弟一戌子
 金光六候

内閣文庫

兄弟一戌子
 金光六候子

表1 伊豫三島縁起での古代逸年号

区 分		三島宮御鎮座本縁本	神道大系本	群書類従本	山岳宗教史研究叢書本	内閣文庫①(143-46)	内閣文庫②(143-47)	内閣文庫③(143-92)	
本文	天神第六代面足尊惶根尊末孫代々異國敵誅伐目錄	—	端政二曆庚戌	端政二曆庚戌	端政二曆庚戌	端政二曆庚戌	端政二曆庚戌	端政二曆庚戌	
		敏達天王	金光三曆壬辰	金光三曆壬辰	金光三曆壬辰	金光三曆壬辰	金光三曆壬辰	舍光三曆壬辰	金光三曆壬辰
		崇峻天皇	端政元曆己酉	端政元曆己酉	端政元曆己酉	端政元曆己酉	端政元曆己酉	端政元曆己酉	端政元曆己酉
		推古天王	同二曆庚戌	同二曆庚戌	同二曆庚戌	同二曆庚戌	同二曆庚戌	同二曆庚戌	同二曆庚戌
			願転元年辛丑	願転元年辛丑	願転元年辛丑	願転元年辛丑	願転元年辛丑	願転元年辛丑	願転元年辛丑
		孝徳天王	常色二年戊申	常色二年戊申	常色二年戊申	常色二年戊申	常色三年戊申	常色二年戊申	常色二年戊申
		天智天王	白鳳元年辛酉	白鳳元年辛酉	白鳳元年辛酉	白鳳元年辛酉	白鳳元年辛酉	白鳳元年辛酉	白鳳元年辛酉
	—	端政二年	端政二年	端政二年	端政二年	端政二年	端政二年	端政二年	
西行山岩角踏見禮苔古曾道之障成氣禮	—	—	—	—	—	—	—		
付載	略系図	—	—	—	—	—	—	—	
	十六王子因起感通分	天武天王	「感通分」は記述されていない。	天長九年壬子	天長九年壬子	天長九年壬子	大長九年壬子	大長九年壬子	

※1 『三島宮御鎮座本縁』内の「伊豫三島縁起」は「大山祇神社」所蔵本である。また、十六神社の縁起を記した「十六王子因起感通分」は記述されていない。

2 神道大系本の底本は「大山祇神社」本である。

3 国立公文書館（内閣文庫本）における『伊豫三島縁起』

・内閣文庫の（）数字：内閣文庫本を所蔵する「国立公文書館」での複写請求番号

・取扱い表題：①・②伊予三島縁起、③富士山縁起状

・古文書表題：①伊豫三島明神縁起・鏡作大明神縁起・宇部宮明神類

②伊豫三島縁起

③富士箱根三嶋縁起
旧文

表2 甚目寺縁起での古代逸年号

収 集 文 献			古 代 逸 年 号		
全 集 名	冊 子 名	文 献 名	欽明天王	推古天皇	天武天皇
『名古屋市博物館調査研究報告』IV	寺社縁起の歴史的研究	甚目寺縁起 (文永元年〈1264〉)	貴樂元年壬申	吉貴四丁巳	白鳳十九年己卯
		甚目寺縁起 (承応元年〈1652〉)	貴樂元年壬申	吉貴四丁巳	白鳳八年己卯
		尾張國海東郡 甚目寺略縁起	—	—	白鳳八年己卯
『張洲雜誌』 10巻	「張洲雜誌」 七十二	鳳凰山甚目寺縁起	貴樂元年壬申	吉貴四丁巳	白鳳十九年己卯
『名古屋叢書』 続編第七巻	尾張徇行記 (四)	甚目寺縁起 (文永元年本)	貴樂元年壬申	吉貴四丁巳	白鳳十九年己卯
—	『甚目寺町史』	文永甚目寺縁起 (丹羽稿本)	貴樂元年壬申	吉貴四丁巳	白鳳八年己卯
—	『尾張の遺跡 と遺物』	甚目寺縁起	貴樂元年壬申	吉貴四丁巳	白鳳八年己卯

※『尾張志』下

天智天皇の御代白鳳年中に〔縁起に十九年己卯歳と書るは誤也 白鳳は十五年に朱鳥と改元ありて 明年持統天皇の御代となれ、は持統天皇の四年ぞ 十九年にはあたる そは庚寅なり 己卯とあるによれば白鳳八年なり〕三間四面二蓋の堂舎一宇御建立ありて東門に法皇寺といふ額うたれたり (『尾張志』下 416頁)

表3 「白鳳」年号重複状況

系	西暦	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686
	天皇位	天武1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	干支	壬申	癸酉	甲戌	乙亥	丙子	丁丑	戊寅	己卯	庚辰	辛巳	壬辰	癸巳	甲午	乙未	丙申
第I系	白鳳12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	朱雀1	2	朱鳥1	
第II系	朱雀1	白鳳1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	朱鳥1	
	朱雀1・白鳳1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
	白鳳1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		

図1 年代記類における古代逸年号類型模式図

※ ()書き : 年数、年数+元年干支

西暦・干支	第I系年号 (二中歴型)				第II系年号 (廉中抄型)			天皇在位	西暦・干支
640・庚子	命長(7)				大化(5)			舒明	642・壬寅
647・丁未								常色(5)	
652・壬子	白鳳(23)				—				
661・辛酉								朱雀(2)	
684・甲申	朱鳥(9)			大化(6) 朱鳥(1) 朱鳥(8) 朱鳥(9)			齊明(7)		
686・丙戌							大長(9)		
692・壬辰	大化(6) 大化(3) 大化(6) 大長(6)			—					
695・乙未							大長(9)		
698・戊戌	大長(9)			—					
701・辛丑							大長(9)		
704・甲辰	大長(9)			—					
708・戊申							大長(9)		
710・庚戌	大長(9)			—					
710・庚戌							大長(9)		
類型	1	2	3	4	5	1 ~12			

常世国と高天原と天国^{あまこく}

(その2)

名古屋市 佐藤章司

本稿は、「常世国と高天原と天国」(『東海の古代』第199号、2017年3月)において述べた『魏志』倭人伝に記す「大人・下戸」・「持衰・生口」についての考察の続編である。

今回、『旧唐書』と『古事記』に記す「倭・大倭」について対比して検討した結果、『旧唐書』の「倭国と日本国」は、『古事記』の「天と天下」と同一・同様の内容を持っているとの認識を得たので報告する。

なお、参考資料として、『古事記』(倉野憲司、岩波書店、1963年)、『古事記全訳注』(次田真幸、講談社、1977年)、『日本書紀(上)全現代語訳』(宇治谷孟、講談社、1988年)を使用し、以下、特に注釈しないものは講談社学術文庫版からの記事である。また、『魏志』倭人伝、『旧唐書』倭国日本伝は、それぞれ「中国正史日本伝(1)」(石原道博、岩波書店、1985年)、「中国正史日本伝(2)」(石原道博、岩波書店、1986年)を用い、以下それぞれ『魏志』倭人伝、『旧唐書』とする。●のルビは佐藤が加筆したものである。

Ⅲ 「天」^{あま}と「天の下」^{あま}

1、「天」は「あま」と訓読する。

天地初發之時於高天原成神名天之御中主神【訓高下天云阿麻下效此】

(岩波文庫版『古事記』)

【】内の注意書きの意味は、「高の下の天を訓みてアマと云う。下は此れに赦へ」である。

この天は本来、海人^{あま}を指し、この海人の生活領域や支配領域が「天国」で、その中心地が高天原である。今の対馬と壱岐である。『古事記』では、「天つ神の世界と考えられた天上界で、葦原の中国に対する世界とする」と記すが、これは7～8世紀に作られた架空説に依りかかっている見解であり、見直しが必要だろう。その海人^{あま}達が奉じる

神々を総じて「天つ神」と呼んでいる。その初めの神が天之御中主神である。

2 天皇の名称

天照大神から神武天皇の父親までの名前に「天」^{あま}が付き、これは先に記述した「国生み神話」で語られる天国の支配者の名前である。『古事記』より以下に列記する。

①天照大御神

②正勝吾勝勝速日天之忍穗耳命

③天邇岐志国邇岐志天津日高日子番能迹迹藝命

この「天の領域」の「天津日高日子番能迹迹藝命天神の(血)統を継いでいる人物の姓は、阿毎、字は多利思北孤と『隋書』に記載されている「日出づる所の天子」であり、その統治する所の中心地、即ち都は筑紫にあった。九州王朝であり、その始祖が迹迹藝命である。多利思北孤以前には卑弥呼や倭の五王がいたのである。

④火遠理命亦名天津日高日子穗穗手見命

⑤天津日高日子波限建鵜草葺不合命

鵜草葺不合命は、神武天皇の父親である。迹迹藝命や穗穗手見命からは長い年月が経ち、既に主流からは外れていたのであろう。「鵜草葺不合命」の名前がそれを示している。この後、神武が大和へ東進を成功させた後に「天」の付く名前はない。「天」の名前を語ることが出来ない、又は許されなかったのだろう。「何れの地に坐せば平らけく天の下の政を聞こしめす。なほ、東に行かむと思ふ」とあり、その結果として「畝日の白かし原宮に坐して天の下治らしめしき」とあり、「天の下」を統治することに成功した。九州の地では父親の名前である鵜草葺不合命が示すように希望を見出せなかったのではないか。それに反して、神武の兄弟達は、現状に不満を抱く野心家だったのである。これが神武天皇の東侵する動機となった。

3 治天下について

九州の地にあった「天」^{あま}に対して九州の地から大和の地へ東侵して来た初代の神武天皇から推古天皇までの大和を中心とした支配領域が「治天下」とあるように「天の下を治す」と呼ばれているが、初代の神武から第33代推古天皇までで「天」の名前を持つ天皇は、次に列記するとおり、欽明天皇

以外にはいない。

- 01 神倭伊波禮毘古命坐畝火之白栲原宮治天下
(神武)
 - 02 神沼河耳命坐葛城高岡宮治天下
 - 03 師木津日子玉手見命片塩浮穴宮治天下
 - 04 大倭日子鉏友命輕境崗宮治天下
 - 05 御真津日子訶惠志泥命葛城脇掖上宮治天下
 - 06 大倭帶日子国押人命葛城室秋津島宮治天下
 - 07 大倭根子日子賦斗邇命黒田廬戸宮治天下
 - 08 大倭根子日子国玖琉命輕境原宮天下
 - 09 若倭根子日子大毘々命春日伊那河宮治天下
 - 10 御真木入日子印惠命師木水垣宮治天下 (崇神)
 - 11 伊久米伊理毘古伊佐知命師木玉垣宮治天下
 - 12 大帶日子淤斯呂和氣天皇纏向日代宮治天下
 - 13 若帶日子天皇近淡海志賀高穴穗宮治天下
 - 14 帶中日子天皇穴門豊浦宮・筑紫訶志比宮治天下
 - 15 品陀和氣命輕島明宮治天下
 - 16 大雀命難波高津宮治天下
 - 17 伊耶本和氣王伊波礼若桜宮治天下
 - 18 水齒別命多治比柴垣宮治天下
 - 19 男浅津間若子宿禰命遠飛鳥宮治天下
 - 20 穴穗御子石上穴穗宮治天下
 - 21 大長谷若建命長谷朝倉宮治天下
 - 22 白髮大倭根子命伊波礼甕栗宮治天下
 - 23 袁祁石巢別命近飛鳥宮治天下
 - 24 意祁王石上広高宮治天下
 - 25 小長谷若雀命長谷列木宮治天下
 - 26 袁本杼命伊波礼玉穗宮治天下
 - 27 広国押建金日王勾金箸宮治天下
 - 28 建小広国押楯命檜垵廬入野宮治天下
 - 29 天国押波流岐広庭天皇師木島大宮治天下
(欽明)
- 『古事記』では、簡単に系譜のみを記述しており、『日本書紀』に記す任那滅亡等の記事は全く見られない。
- 30 沼名倉太玉敷命他田宮治天下
 - 31 橋豊日王池辺宮治天下
 - 32 長谷部若雀天皇倉椅柴垣宮治天下
 - 33 豊御食炊屋比賣命坐小治田宮治天下

神武は、九州の地たる天(国)から、この大和

を中心とした領域の「天の下」にやって来て、神武以降の各天皇も天の下を統治したのである。これが「治天下」である。

推古天皇の後の舒明・皇極・孝徳・斉明・天智・天武・持統の各天皇の名については、別稿にて「天」の称号を通して検討するが、一例を示すと、持統天皇は、高天原広野姫天皇であり、その名に「天」を持つ。持統天皇の「31回の吉野行幸は、34年遡った、九州王朝の天子の白村江の海戦を前にした佐賀吉野への軍事査察である」*1とする等、九州王朝の史書類からの転用である。

IV、倭と大倭

1、倭について

『魏志』倭人伝には「倭」と「大倭」の表記がある。倭人伝冒頭に「倭人は帯方の東南の大海の中……」とあり、他方『古事記』には、次のとおり「倭」の記述がある。

この時、海を照らして依りくる神があつて、その神が云うのには「私の御魂を奉りなさい。…(略)…私を倭の青垣の東の山上に齋き奉れ」と。

漢文では「奉于倭之青垣東山上」となる。

さて、この大国主神の問い尋ねた事に対する「倭の青垣の東の山上」は御諸山上に坐す神としている。この倭とはどこなのか？

『古事記』では、神武天皇東征以前の説話場所は、出雲であり筑紫であつて、神武東征により初めて大和へと説話内容が展開するわけで、上の「少名毘古那神」説話の「倭」は、『魏志』倭人伝等の示す倭であつて、未だ大和以前の段階の説話である。倭の青垣とは、説話内容から見て海から来た神の目線からの風景であつて、大和ではないし、大和には海がない。大半の解説書類、例えば、講談社版『古事記』(P141注書き)では、この倭を“やまと”とし、御諸山を三輪山としているが、その根拠が示されているわけではない。これは出雲と筑紫を舞台にした時代の説話であつて、この「倭」は『魏志』倭人伝の示す倭であり“わ”である。『古事記』編纂者は、この『魏志』倭人伝の記事を、さり気なく、『古事記』の中に刷り込んで

*1 『壬申大乱』「まぼろしの吉野」(古田武彦著 東洋書林7~65頁)

いる。

「倭とあれば何でも“やまと”と読む。」ことには大いに問題があると指摘しておきたい。又、倭に「やまと」の読みはない。この説話の後に「国譲りや天孫降臨」説話が続くのであるから、この「倭」は大和ではなく、筑紫を示すものであろう。

2 大倭について

大倭の名の付いた天皇は、次のとおりである。

第四代 大倭日子鉏友命輕境崗宮治天下

(懿徳)

第六代 大倭帯日子国押人命葛城室秋津島宮治天下

(孝安)

第七代 大倭根日子子賦斗邇命黒田廬戸宮治天下

(孝霊)

第八代 大倭根日子子国玖琉命輕境原宮天下

(孝元)

『古事記』には「大倭」に「おおやまと」とルビが振ってあるが、特に「やまと」と訓めとの注意書きがあるわけではない。本来の読みは『魏志』倭人伝の「大倭=だいわ」なのだろう。「租賦を収む、邸閣あり、国に市あり。有無を交易し、大倭をしてこれを監せしむ」とあり、大倭とは「市」の監督者という意味になり、自称したか又は九州王朝から任命されたのであろう。卑弥呼や壺与の生きた時間帯は、大和では懿徳・孝安・孝霊・孝元の時代に近いものと思われる。即ち、神武天皇は卑弥呼・壺与の生きた時代よりは古く、崇神天皇は卑弥呼・壺与よりも新しい時代に生きたと思われる。遺跡や遺物の考古学的な知見でも卑弥呼の墓は「古墳」ではなく径百余歩の「冢」との記述である。対して崇神天皇の墓は前方後円墳であることから上に述べた考えは妥当だと思われる。ちなみに講談社版『日本書紀』では「大倭」を「大日本」に変えているが訓みは共に“おおやまと”とルビをふっている。この大和を中心とした領域が「天の下」であり、九州の地たる天(国)から新天地でもある分国を示している。この「天」と「天の下」を東アジアへと視点を広げて、俯瞰す

ると、『旧唐書』でいう倭国と日本国の姿として見えてくる。

この「天」が『旧唐書』のいう倭国であり「倭国は古の倭奴国なり。京師を去ること一万四千里^{*1}、新羅東南の大海の中にあり。山島に依って居る。東西は五月行、南北は三月行。世々中国と通ず。…(略)…四面に小島、五十余国あり、皆これに附属する」即ち、東アジアから俯瞰すれば倭国、国内的視点に立てば九州王朝である。

これに対して「天の下」が、次の『旧唐書』にいう日本国である。

日本国は倭国の別種なり。…(略)…その人、入朝する者、多く自ら矜大、実を以て対えず…(略)…その国の界、東西南北各々数千里あり、西界南界は咸な大海至り、東界北界は大山ありて限りをなし、山外は即ち毛人の国なりと。

この記事では、「天」=倭国と「天下」=日本国の関係を次のように記している。

- ① その国日辺にあるを以て、故に日本を以て名となす。
- ② あるいはいう、倭国自らその名の雅ならざるを悪み、改めて日本となすと。
- ③ あるいはいう、日本は旧小国、倭国の地を併せたりと。

日本側史料の『古事記』と中国側史料の『旧唐書』の記述が一致していると思う。

なお、「その人、入朝する者、多く自ら矜大、実を以て対えず」の意味は「その国の界、東西南北各々数千里あり」にあると思われる。日本国の使者は「数千里」を短里で説明し、中国側の対応者は長里で理解した。距離にして5～6倍、面積にして25～36倍と解した結果、矜大であり、実を以て対えていないとなったのである。

*1 みやこ。ここでは唐の首都長安をさす。一万四千里というのは『魏志』によった大数であろうと『旧唐書』「倭国日本伝」(岩波書店、33頁)に記すが、これは長安から倭国の首都までの短里の距離である。編訳者の石原道博氏は『魏志』倭人伝が「短里」によって書かれているのを知らなかったのだろうか。

九州古代史探訪旅行 その5

安城市 山田 裕

4 「大野城築城」の疑問

大野城は、天智二年（663）の白村江敗戦に伴う一連の国防強化によって築城された古代山城で、大宰府政庁に対する逃げ城とするのが通説である。これに対する反論は古田武彦氏の著書や古田史学会報などに詳しいのでお読みください。

『東アジア古代文化論攷』（高倉洋彰編、中国書店）の発行所収「古代山城の倉庫群の形成について—大野城を中心に—」（抜刷赤司善彦、P385～395）を参照する。

（1）城の規模と特徴

総延長6km以上に及ぶ城壁線。城壁に付設された城門9か所。城内の遺構ではこれまでに70棟の建物跡。同時に築城された基肆城でも40棟以上の建物跡。熊本県の菊池川流域に位置する鞠智城にも40余棟の建物跡が分布し、ほぼ同規模の倉庫。

古代山城にとって、倉庫は、有事に備えて武器・武具・兵糧などを保管しておくための必要不可欠な収納施設であるが、古代山城の中でも前述の3つの山城以外に倉庫群がこれほど大量に造営されてはいない。現在確認されている倉庫の多くが、奈良時代に造営されている。

（2）建物の規模と構造

検出された建物は、掘立柱建物と礎石建物の2種類で、同時期の官衙遺跡の建物の規模や構造と酷似。掘立柱式側柱建物は、無庇で檣的機能、掘立柱式総柱建物も無庇で倉庫機能、礎石式総柱建物は庇付き屋根瓦を持つ高床倉庫、郡衙正倉と同じ構造。平面規模は3×4間が12棟、3×5間が32棟、3×8間が1棟。

（3）建物の時期区分

- ・Ⅰ期A 掘立柱式の側柱建物
- ・Ⅰ期B 掘立柱式の総柱建物
- ・Ⅱ期 礎石式総柱建物3×5間（周囲に掘立柱）

- 及び礎石式総柱建物3×5間（基壇付き）
- ・Ⅲ期 礎石式総柱建物3×5間（周囲に溝含む）及び礎石式総柱建物3×5間（基壇付き）
- ・Ⅳ期 礎石式総柱建物3×5間、礎石式総柱建物3×4間

（4）時期を決定する出土史料

土器は7世紀後半から9世紀後半に至るまでわずかな量が出土。屋根瓦は7世紀後半の百済系単弁蓮華文瓦、8世紀前半の老司式複弁蓮華文瓦が出土している。

（5）倉庫群の検討

重量に耐えうる総柱高床構造であることから、稲穀等を収納する倉と位置付けられる。

倉の中で主要寺院や諸国郡に設置された倉を正倉と呼ぶ。大野城や基肆城の倉庫群を本格的に調査した鏡山猛氏が、これらと正倉とが類似していることを指摘。大野城の倉庫は、大郡クラスの郡倉。

（6）倉庫群が山中に建設された理由

倉庫群は標高300m前後の高所に位置し、周辺平地と比較すると平均気温が4度ほど低く、湿度も低い。大野城の地形は周囲を取り囲むように丘陵が高く、風の影響を緩和できる。倉庫は南北棟が多く、開口部である扉は東に位置し、日差し影響が少ない。以上の諸条件から穀類を長年貯蔵するのに有効。

（7）まとめ

大野城の建物群の多くは、穀類を貯蔵する倉庫群で、その規模は大郡クラスであることから、大宰府政庁の拡充と共に整備され停ったものと考えられる。武具・武器類の出土が認められないことから、立て籠るための「逃げ城」の機能は持たない。9か所の城門は穀類搬入を円滑に行うための搬入口と考えられる。

5 大野城出土の古瓦

大野城出土瓦については、『四王子山の1350年—大野城から祈りの山へ—九州歴史資料館1915』が詳しい。（資料1）

日本への暦の伝来を探る

—宮市 畑田寿—

出土瓦は、軒丸瓦が多く軒平瓦はみえない。軒丸瓦は3種類の「単弁蓮華文」と「複弁蓮華文軒丸瓦」である。「単弁蓮華文」瓦は、「複弁蓮華文」瓦より、一段と古い時期の瓦とみられている。

この事実は、上記のⅡ期礎石式総柱建物に該当し、早い段階に「単弁蓮華文軒丸瓦」が使用され、その後に「複弁蓮華文軒丸瓦」が使用されたことが確認できる。

ところが、「単弁蓮華文軒丸瓦」について、著名な学者を含め「百済系或いは百済の影響を受けた瓦」とするのみで、どこの瓦窯で焼かれたかについての論文類は管見に見えない。いわば、この瓦は「のどに刺さった刺」となっている。近くの観世音寺から出土した「重圈文縁単弁八弁蓮華文軒丸瓦」や太宰府出土の単弁蓮華文軒丸瓦は、大野城出土の単弁軒丸瓦とは、大きな相違がある。

『九州古瓦図録—九州歴史資料館編』（柏書房）から検証すると、同瓦と類似するのが、豊前の天大寺跡・椿市廃寺・福六瓦窯跡・垂水廃寺・相原廃寺・法鏡寺廃寺にみられるが、同瓦とは考えられない。

以上から、大野城出土の単弁蓮華文軒丸瓦は独自性が認められる。なお、肥前国の基肆城出土の単弁蓮華文軒丸瓦は大野城出土の単弁蓮華文軒丸瓦と同瓦である。

太宰府周辺には、7か所の瓦窯跡が発見されているが、確実な候補は未見である

造瓦時期について、『上岩田遺跡調査概報2000第142集』（小郡市教育委員会）所収の『上岩田遺跡の構成と歴史的位置』（小田富士夫、P47～48）によると、「上岩田廃寺の創建屋瓦には単弁六弁形軒丸瓦（中略）については高句麗百済系様式の名称を付したように、中房や間弁に特に顕著に百済系単弁瓦のそれを取り入れている変化形式であるところから、最古段階に位置づけられる基肆城跡出土の百済系単弁軒丸瓦を承けて出現する折衷形式であるとの判断に基づいていた。基肆城築城の文献資料における上限は665年であるところから、百済系単弁軒丸瓦出現もここに求めることになったのであった。」と記し、後述部分は相も変わらずさっぱり要領を得ないが、大野・基肆城出土の単弁八弁蓮華文軒丸瓦の造瓦時期を665年以前に求めることが出来る。（つづく）

日本への暦の伝来は、通説では604年とされている。しかし、『二中歴』に記録されている年号は、517年から始まっており、年号はあるが暦が無い時代があったとされ、これが『二中歴』自体の信憑性を疑う根拠にもなっている。

しかし、4世紀から5世紀にかけて朝鮮半島と日本との交流が盛んになり、多数の渡来人が来日する中で、朝鮮半島で使われ始めた暦が日本に伝わらなかったとする説には疑問がある。

近年各所での発掘が進み、年号や干支年が書かれた出土品が増えて来たので、それらを眺め直して日本への暦の伝来時期を探ってみたい。

なお、今回テーマとする暦は、「年月日が定義されており、いつ、その年が始まるかが予め決定されている」ものと呼び、「山の雪が消え、馬の形になった場合に田植えを行う」と言った類の暦は対象外とする。

1 中国での暦の歴史

時代	暦	使用開始 (年)
前漢	三統	BC 104
後館	四分	AD 85
呉	乾象	223
魏	景初	237
秦	三紀	384
宋	元嘉 大明	445 510
北魏	正光 興和	523 540
北齊	天保	551
北周	天和	566
隋	開皇	584

中国では、紀元前から暦が存在し、王朝が変わるごとに新しい暦が採用されてきた。また、同じ暦では50年程度経つと日食の予測がずれてくるので、その都度暦が切り替えられてきた。その結果、

450年頃の元嘉暦では、当時ヨーロッパで使用されていたユリウス暦に比べて10倍以上の精度を誇り、日食の予測以外の通常の生活では、ほぼ完成の域に達していた。

2 朝鮮半島での暦の使用

朝鮮半島での歴史資料は乏しく、中国側の資料に頼らざるを得ないが、中国の『三国志』によると「毎年十月には天を祭り・・・」や「季節ごとに帯方郡に挨拶に来る」などの記述はあるが、それ以上の暦に関する記述は無いので、3世紀には暦は無かったと思われる。4世紀に入ると高句麗をはじめ各国が競って中国（晋）に使者を送り朝貢を行っているため、史書に具体的な記述は無いが、暦は存在したと思われる。有名な広開土王碑（414年）では干支年号や「永楽」などの年号も見られるので暦は定着していた。

3 日本での450年頃の出来事と干支年が書かれた出土品から見る暦の存在の可能性

紀年銘入り銅鏡は13面、鉄剣は8本程度出土しているが、その内、450年付近の銘を持つ出土品をその当時の出来事と併せて一覧にすると次のとおりになる。

西暦	出来事	年号
240	群馬県高崎町蟹沢古墳 三角縁同向式神獣鏡	正始元年 (中国)
369	石上神宮七支刀	泰和(中国)
391	高句麗で年号使用開始	永楽
445	宋で元嘉暦を使用開始 (この時期から日本書紀の年の記述が儀鳳暦から元嘉暦に変わったとする研究あり)	—
471	稲荷山古墳鉄剣	辛亥年
503	隅田八幡人物画鏡	癸未年
517	日本での年号使用開始(二中歴)	継体
553	暦博士百濟から来日	—
570	福岡市元岡古墳刀剣	庚寅年正月
602	僧観勒来日 (日本の僧に暦教育を実施)	—
604	日本書紀に暦の使用の記述 (元嘉暦)	—

- (1) 240年の紀年がある神獣鏡は4世紀の古墳から出土しているが、他出土品から見て以前から持っていた鏡を埋葬したものであり中国産であろう。暦はなかったと思われる。
- (2) 369年の七支刀は中国の年号が記載されているが朝鮮半島で作成された可能性が高く、朝鮮半島ではこの時期には暦があった可能性が高い。
- (3) 471年の稲荷山古墳鉄剣は明らかに日本で作成されたものであるため日本での暦の存在を示す。
- (4) 503年の隅田鏡は明らかに日本製である。

以上の出来事を眺めてみると証拠とするデータは少ないが、暦の伝来は巷間で言われている450年頃とするのが妥当であろう。個々のケースではもっと早い時期に使用されていたが、この時代にはほぼ流通ルートがほぼ確定されたと思われる。

4 継体天皇の存命時期と『二中歴』

『日本書紀』では、継体天皇の存命時期を450～531年頃、古事記では485～527年としており、『二中歴』では継体年間を517年～521年としている。

一方、継体天皇と尾張の日子媛との間で生まれた長男の勾大兄皇子（安閑天皇）は、466年頃に生まれており、そこから見ると『日本書紀』の記述が正しい。『二中歴』では継体年間が『日本書紀』の示す在任期間（507～531）と前後10年ずつ違うがバンドの中には入っている。いずれが正しいか証明する方法は無いが、継体天皇の時期には暦と年号が存在したと言える。

しかし、継体年号の期間が5年間と短く、「継体天皇」の名称自体が後年の淡海三船が名付けた漢風諡（贈り名）であるため、この時代に年号の名称にされること自体不思議である。

大胆な仮説を述べると、年号の「継体」の存在期間を10年程度繰り下げると「磐井の乱」の時期に当る。その後の5年間を「大和王朝に支配されていた年代」とするいずれかの名前で呼んでいたが、『二中歴』の編者が「継体天皇」の名前に資料を統一する時に上記の年代を「継体」としたのではなかろうか。

5 暦の伝来ルートに対する考察

暦は、604年の正式伝来の前に、渡来人による私

的な伝来を伺わせる結果となったが、どのように伝わったかは不明である。干支年号などに地方差が無いことは、暦が地方まで確実に伝達されていたことを示し、しっかりした流通ルートが存在が伺われる。

また、『元嘉暦』は毎年の天文観測による補正を必要としないが、それなりの高度な計算を必要としており、朝鮮半島で作られたものをそのまま日本語化して配布したと考えられる。

配布元は高良大社、宗像大社、宇佐八幡神宮、出雲大社などが考えられるが、いずれも証拠がない。日本国中に配布するには2～3か月必要とするので、神無月（10月）に出雲大社に神々が集まる神話などは注目に値するが、想像の域を出ない。

いずれかの地から暦が発見され、そこに『二中歴』が記す年号が書かれていれば全てが解決するが「無いものねだり」であろうか。

ひろば

年紀について一言

名古屋 石田敬一

『中国語辞典』（伊地智善継編集、白水社、2002年）では、「年紀」を「(人間の) 年、年齢」としているが、『魏志』倭人伝の「但計春耕秋收為年紀」の「年紀」を「年曆」と捉える説がある。そこで『三國志』の記事では「年紀」が具体的にどのような意味で使われているかを確認する。『三國志』には「年紀」の記事が次のとおり全部で4件ある。

1 『三國志』魏書・武帝紀 夾註

魏武故事載公十二月己亥令曰：

「孤始舉孝廉，年少，自以本非巖穴知名之士，恐為海內人之所見凡愚，欲為一郡守，好作政教，以建立名譽，使世士明知之；故在濟南，始除殘去穢，平心選舉，違迂諸常侍。以為彊豪所忿，恐致家禍，故以病還。去官之後，年紀尚少，顧視同歲中，年有五十，未名為老，內自圖之，從此卻去二十年，待天下清，乃與同歲中始舉者等耳。

（中華書局版『三國志』32頁の註）

『魏武故事』に載る公十二月己亥の令に曰く、「孤(私)が始めて孝廉(最も重要な察挙科目)に推挙されたとき、年少で、自らはもともと巖穴で

知名の士ではあらず、海内の人に凡愚と見られるところを恐れ、一郡守に為してよき政教を作るよう欲した。名や譽を建立し、世の人士に之を明らかに知らせるために。

濟南に在っては始めから残を除き穢を去り、平心で選任推挙し、諸々の常侍に違ひ逆らった。これを以て強豪の怒りを為したため、家族への禍に致るを恐れ病を口実(くじつ)に還(かへ)った(帰郷した)。官を去った後も年齢は尚少なく、同歳の仲間を顧視すると五十の歳有るも老を為すとは呼ばれず、内心では之を図るに、此れ従り二十年が過ぎ去り天下の清なるを待つも、同歳の仲間と始めて推挙されし者と等しいと聞く。・・・」

（読み下しは筆者による、以下同じ）

魏武とは、魏の武帝、曹操のことで、その故事である。

曹操は、才能によってのみ推挙を評価するため、令を下す。始めにその理由を述べている。曹操が孝廉に推挙されたときには、まだ年少で名を知られていなかったため、濟南相となり公正に選任推挙してきたが、これに対する強豪たちの怒りが家族に及ぶのを恐れて帰郷した。

退官後でもまだ年は若く、同じ歳のものでも老人とは呼ばれていないので、これから二十年たっても、始めて推挙された者たちと同等になるのみだと考えたということである。

こうした曹操の話の中で「年紀尚少」が記述されるので「年紀」は曹操の年齢のことである。

2 『三國志』魏書・明帝紀 夾註

又詔書聽得以生口年紀、顏色與妻相當者自代

（中華書局版『三國志』104頁の註）

また、詔書、生口の年齢、顏色を以て妻に相当する者を自ら代わりにし得ると聽す。

年齢や容貌が妻と同じ位の生口であるならば、妻の代わりにすることができるとある。

つまり、「年紀」は、生口の年齢を意味する。

3 『三國志』吳書・張温

温實心無他情，事無逆迹，但年紀尚少，鎮重尚淺，而戴赫烈之寵，體卓偉之才，亢臧否之譚，效褒貶之議。

（中華書局版1332～1333頁）

温(張温)は実心にて他情無く、事に逆迹も無

いが、但し、年齢がなお少なく、鎮重もなお浅い。而るに赫烈の寵を戴き卓偉の才を身につけ、臧否の譚は充り褒貶の議を効す。

呉の孫権が張温の名声の高さを妬んだことから、武将である駱統が、張温を弁護するために上表した文中の記事であり、要するに若気の至りで言動が極端だったため寵遇や才名に対する嫉視が集まったのだと説明している。

つまり、「年紀」は、張温の年齢のことである。

4 『三國志』魏書・烏丸鮮卑東夷傳・倭 其俗不知正歳四節，但計春耕秋收為年紀。

(中華書局版『三國志』856頁)

其の俗は、正歳四節を知らず、但し春耕と秋收を計って年齢を為す。

この記事について、「年紀」は、「年曆」であると解釈する説があるが、前項の1～3に示すように『三國志』の記事では「年紀」は年齢を指す。この記事でも同様に「年紀」は年齢を示し、春耕と秋收をもって年齢を数えると理解するのが正しい。つまり、二倍年曆を表現するものではない。もし、これを名付けるのであれば二倍年齢だろう。

前回の例会の内容

■ 『房総叢書』から見えるもの

瀬戸市 林 伸禧

『房総叢書』における古代逸年号については千葉県における大友皇子に関する伝承や「一品親王と鶴姫」の伝承と関連して興味が湧く。

■ 神武天皇と崇神天皇は同一人物

一宮市 竹蔦正雄

神武東征と崇神の將軍派遣は、同時代の出来事であり、東征により近畿圏の銅鐸が消え、將軍派遣により三遠式銅鐸が消えたことから、これらは一連の出来事であるので、神武と崇神は同一人物であるとした。

■ 九州古代史探訪旅行 その4

安城市 山田 裕

通説では、磐井の墓を岩戸山古墳に比定しているが、敗者・磐井の支配地域である筑後に屯倉を獲得しなかったことや、戦場が御井郡であることに疑問がある。沖の島祭祀の空白期間は、磐井の敗死との関係を推測させるもので、福津市の津屋崎古墳群のいずれかの古墳が磐井の墓の可能性がある。

■ 生口について一言 <ひろば>

名古屋市 石田敬一

『魏志』や『後漢書』から数例の記事を示し、中国史書では、生口は、「匹」や「頭」と数えられることもあって家畜と同等の扱いとされるか、奴隷や召使いで売買の対象となるか、捕虜と捉えていることを示した。

例会の予定など

■ 今月の例会

- (1) 日時 4月9日(日) 13:30～17:00
- (2) 場所
名古屋市市政資料館 第5集会室
名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051
- (3) 参加料 500円 (会員は不要)
- (4) 交通機関
・地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分
・名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分
・市バス「市政資料館南」、北徒歩5分
・市バス「清水口」、南西徒歩8分
・市バス「市役所」、東徒歩8分
- (5) 駐車場 市政資料館：12台+α収容(無料)

- 来月以降の例会日 4月9日(日)
- 次の投稿締切り日 4月28日(金)
11ポイントでべた打ちしてください。

投稿先: furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp

古田武彦先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。例会で発表する際は資料を25部用意ください。

2017年度会員の募集

会員及び会報誌会員には、毎月の例会の資料の配布を始め、次の特典があります。

- 1 特典
・例会参加料無料(欠席時には例会資料を送付)
・会報誌「東海の古代」の配布
・論集「古代への碑」の配布
・友好団体の会報誌の情報提供
- 2 年会費 5,000円(会報誌等送料込み)
- 3 納入期限 2017年4月9日(日)
- 4 振込先
・金融機関：ゆうちょ銀行
・名称：古田史学の会・東海
・店名：二一八
・口座：普通 1299395
・店番：218
- 5 問い合わせ
・メール furuta_tokai@yahoo.co.jp
・電話&FAX 0561-82-2140

募集中!